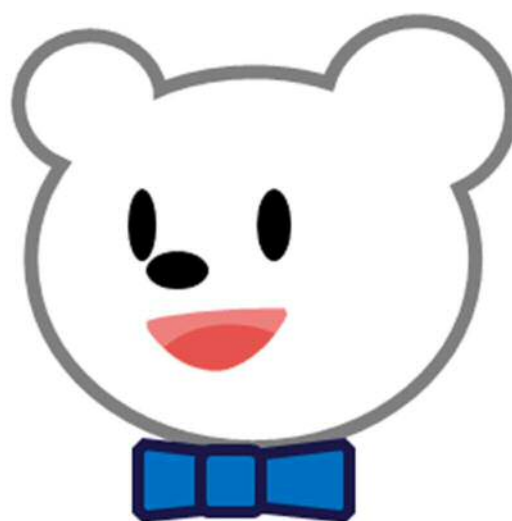


豊田市子ども読書活動アクションプラン

(2022~2025)



よみりん



かたるん

豊田市教育委員会

目 次

- 1 アクションプラン（2022～2025）の策定にあたって
 - （1）背景
 - （2）位置付け
 - （3）アクションプラン（2018～2021）の結果
 - （4）第4次豊田市教育行政計画（第4次豊田市子ども読書活動計画）の体系

- 2 アクションプラン（2022～2025）の基本的な考え方
 - （1）基本理念
 - （2）対象
 - （3）期間
 - （4）4つの指針
 - （5）推進体制
 - （6）指針・方策・事業一覧
 - （7）発達段階に応じた読書支援活動一覧
 - （8）事業概要

参考資料

- ・子どもの読書活動の推進に関する法律

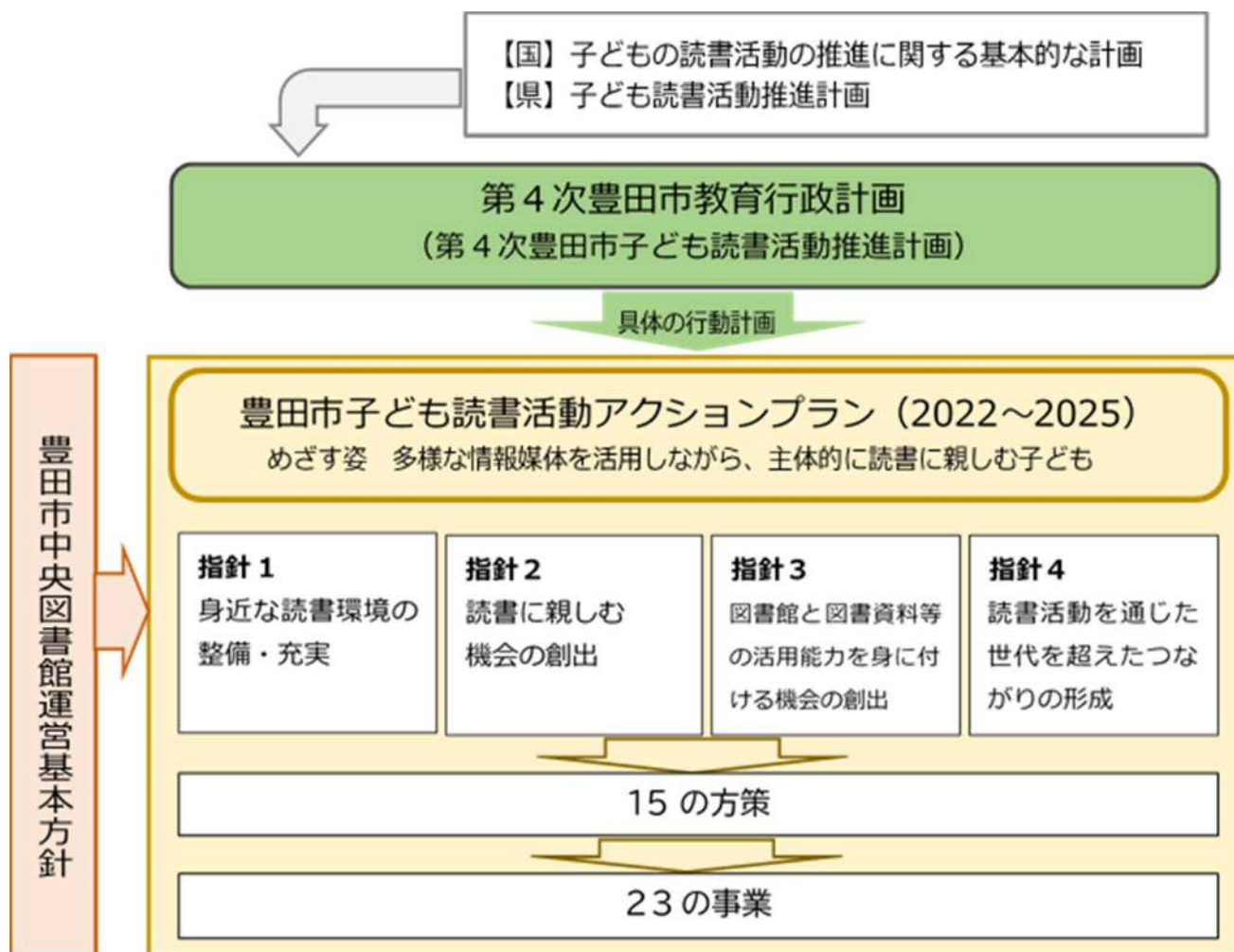
1 アクションプラン（2022～2025）策定にあたって

（1）背景

本市は、平成13年12月に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下「推進法」という。）の基本理念と県の計画を踏まえ、平成19年3月に「豊田市子ども読書活動推進計画」を策定し、概ね18歳以下の子どもの読書活動の推進に取り組んできました。なお、平成30年度からは、上記の計画が「豊田市教育行政計画」に統合されたため、「豊田市子ども読書活動アクションプラン（2018～2021）」を策定し、子ども読書活動を推進するための具体的な事業を定め実施してきました。

このたび、上記の計画及びプランの期間終了に伴い、新たに「豊田市子ども読書活動アクションプラン（2022～2025）」を策定しました。

（2）位置付け



(3) アクションプラン (2018～2021) 結果

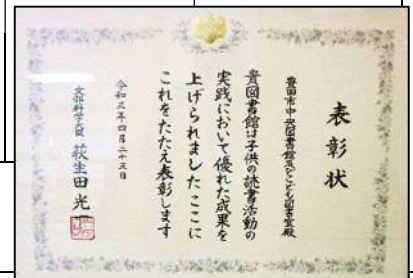
前プラン (2018～2021) では、「主体的に読書に親しみ、本を活用する子ども」をめざす姿として掲げ、4つの指針の下、28事業を行いました。

この結果、豊田中央図書館及びこども図書室は、多様な読書活動の支援を続けてきたと評価され、「子どもの読書活動優秀実践図書館」として令和3年度の文部科学大臣表彰を受賞しました。

主な世代	重点事業	目標指標		目標値	令和2年度
		項目	平成29年度		
乳幼児	①乳幼児向けの講座の充実・拡大	保護者による読み聞かせ頻度の向上	45.5% (子ども読書に関するアンケート)	50%	28.5%
	②家庭読書充実のための啓発・促進	保護者の子どもに対する読書習慣形成への努力	29% (子ども読書に関するアンケート)	35%	32%
小・中学生	③小・中学校での読書活動時間の充実	児童・生徒の1か月の平均読書冊数の向上	調査結果なし	小 11.1 冊 中 4.5 冊 (第63回学校読書調査より)	小 8.8 冊 中 4.3 冊
	④調べ学習応援事業	授業における図書館・本の活用時間数(年間)の向上	小 11.5 時間 中 4.9 時間 (教育センター調査)	小 12 時間 中 5.5 時間	小 13.3 時間 中 10.4 時間
	⑤中央図書館におけるティーンズ世代への読書支援	中央図書館における13～18歳の貸出冊数の向上(年間一人当たりの貸出冊数)	4.1 冊 (図書館事業概要)	4.5 冊	4.0 冊
高校生					

豊田市小中学校休校期間：令和2年3/2～3/24、4/9～5/24

中央図書館の休館期間：令和2年4/11～5/24



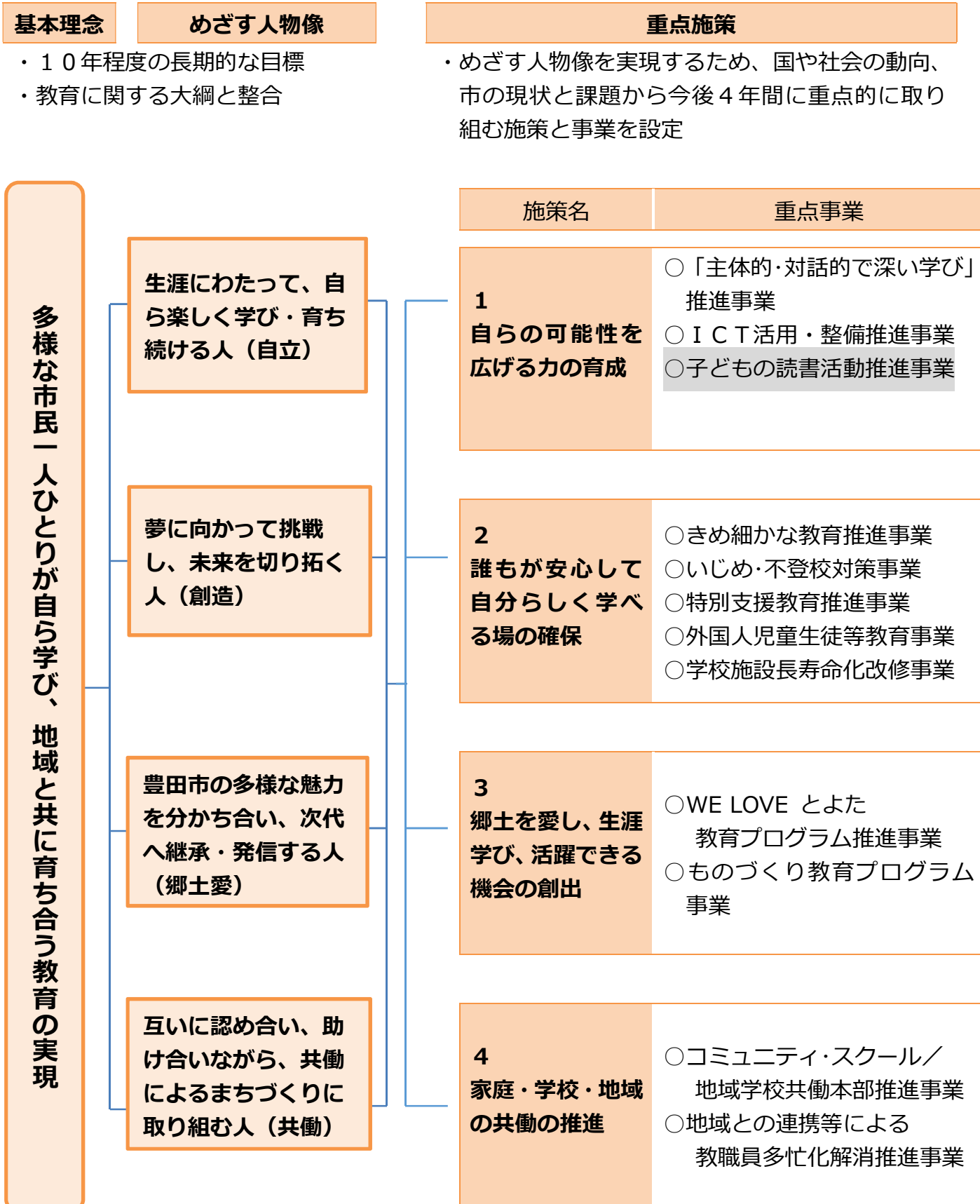
令和3年度文部科学大臣表彰の賞状

令和2年度に実施した調査では4つの項目で目標値を下回りました。新型コロナウイルス感染症の影響下での休校や休館が大きく影響していると考えられます。

中央図書館は休館期間に非来館型のサービスを開始し、ホームページを利用した動画やワークシートなどの情報発信、メールで応募することができる作品募集を実施する等、調べ学習を支援しました。また、ティーンズを対象としたおすすめ本の紹介動画の募集や読書活動の支援も継続しています。

(4) 第4次教育行政計画（第4次子ども読書活動推進計画）の体系

第4次教育行政計画では、子どもの読書活動推進が重点事業となっています。



基本施策

- ・めざす人物像の実現に向けた主要な施策と事業
- ・施策名は、第8次豊田市総合計画の施策体系に準ずる

施策名	施策の柱
1 生き抜く力を育む学校教育の推進	①学びのつながりや地域とのつながりを重視した教育の推進
	②確かな学力を育む教育の推進
	③豊かな人間性を育む教育の推進
	④たくましく生きるための健康・体力を育む教育の推進
2 安全・安心で快適に学べる教育環境の充実	①学校施設の環境の充実と整備の推進
	②給食調理環境の整備
	③中央図書館の再整備
3 暮らしを豊かにする学びの支援	①市民の活躍を支援する学びの場の充実
	②図書資料等を通じた出会いと交流の促進と課題解決の支援
	③子どもの読書活動の推進
4 地域による次世代人材の育成の促進	①小・中学生が主体的に活動できる機会の充実
	②高校生・大学生の社会参加活動の促進
	③自立に困難を抱える若者の支援
	④家庭教育力の向上
5 まちへの誇りや愛着につながるものづくり学習の推進	①ものづくりや科学に興味・関心を高める機会の充実
	②高度なものづくりや科学を学ぶ機会の充実

2 アクションプラン（2022～2025）の基本的な考え方

（1）基本理念

多様な情報媒体を活用しながら、 主体的に読書に親しむ子ども

前プラン（2018～2021）では、「主体的に読書に親しみ、本を活用する子ども」をめざす姿に掲げて事業を実施しましたが、この間、GIGAスクール構想の推進や新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大など、子どもたちを取り巻く環境は著しく変化しました。

本プラン（2022～2025）では、市内の学校に一人1台の授業学習用タブレットが整備されたことを踏まえ、「本」から「多様な情報媒体」に変え、事業を推進していきます。

本プランでの「読書」は、紙媒体だけでなく、電子書籍等も含みます。表現や媒体が多様化する現代社会で、これまで読書に親しむことができなかった子どもたちに読書のきっかけを創るため、幅広い媒体を対象にし、読書バリアフリーをめざします。

*GIGA スクール構想

Global and Innovation Gateway for All の略称。一人1台のタブレット端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、これまでの学校教育と組み合わせることで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、その能力を最大限に引き出そうとする文部科学省の構想。

（2）対象

0歳から18歳

（3）期間

2022年4月から2026年3月までの4年間

(4) 4つの指針

(指針 1) 身近な読書環境の整備・充実

中央図書館、こども図書室、ネットワーク館だけでなく、園や学校図書館で演出を工夫し、楽しみながら本を選べる環境づくりを推進します。また、団体貸出の促進により、多くの本に接する機会を創出します。

(指針 2) 読書に親しむ機会の創出

乳幼児期から発達段階に応じて継続的に読み聞かせを含めた読書支援を行います。また、教育施設をはじめ、家庭や地域の施設など、様々な場所、様々な媒体で読書に親しむ機会を創出します。

(指針 3) 図書館と図書資料等の活用能力を身に付ける機会の創出

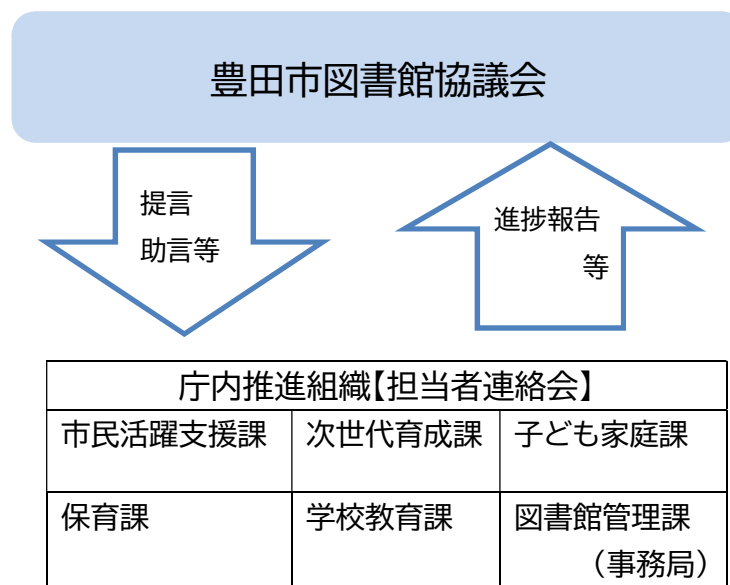
1冊の図書や調べ学習をきっかけに、たくさんの図書が並ぶ空間としての図書館の魅力を知り、幅広い視点で調べ、まとめ、伝える力を身に付ける機会を創出します。

(指針 4) 読書活動を通じた世代を超えたつながりの形成

教員や学校図書館司書をはじめ、読書指導者、読み聞かせボランティアや保護者などの多くの大人と子どもたちが読書活動を通じて交流する機会を創出し、図書館の未来へのバトンをつなぎます。

(5) 推進体制

毎年、各担当が事業の評価、見直しを行います。進捗状況を図書館協議会に報告し委員の意見や助言を参考に改善に取り組みます。



(6) 指針・方策・事業一覧

指針	方策	事業	担当課	
指針1 身近な読書環境の整備・充実	① 図書館及び関連施設での読書環境の整備	1 中央図書館・子ども図書室における環境整備	図書館管理課	
		2 交流館等のネットワーク館における環境整備	市民活躍支援課	
		3 園、小・中・特別支援学校における環境整備	保育課 学校教育課	
	② 図書資料等の充実	4 中央図書館や子ども図書室、ネットワーク館の図書資料等の充実	図書館管理課	
		5 園、小・中・特別支援学校の図書資料等の充実	保育課 学校教育課	
		6 配慮が必要な子どもたちのための図書資料等の充実・情報提供	図書館管理課 学校教育課	
	③ 施設間貸借の充実	7 団体貸出の充実	図書館管理課 次世代育成課	
	④ 図書資源の有効活用	8 図書資料の修理・製本活動・リサイクル図書の活用	図書館管理課	
指針2 読書に親しむ機会の創出	① 乳幼児のための読書活動の推進	9 ブックスタート事業の充実	図書館管理課 子ども家庭課	
		10 健康診査時における読み聞かせの充実	子ども家庭課	
		11 乳幼児向けの講座の充実・拡大	図書館管理課 子ども家庭課	
		12 こども園・私立幼稚園での読み聞かせの充実	保育課 図書館管理課	
	② 学校での読書時間の充実	13 小・中・特別支援学校での読書時間の充実	学校教育課 図書館管理課	
	③ ティーンズ世代のための読書活動の支援	14 中央図書館におけるティーンズ世代への読書支援	図書館管理課	
	④ 地域施設における子ども読書活動の推進	15 おはなし会・出前講座の開催		市民活躍支援課 図書館管理課 次世代育成課 保育課
				図書館管理課 学校教育課 保育課
	⑤ 家庭における読書環境づくりの促進及び読書イベントの開催	16 「どくしょノート」による家庭読書の促進		図書館管理課 学校教育課 保育課
				図書館管理課
	⑥ 読書相談の実施・充実	18 読書相談の充実		図書館管理課
				図書館管理課
指針3 図書館と図書資料等の活用能力を身に付ける機会の創出	① 調べ学習への支援	19 調べ学習応援事業	図書館管理課 学校教育課	
		② 多様な方法での情報取得のための支援	20 学習用タブレット等の利活用	学校教育課 図書館管理課
指針4 読書活動を通じた世代を超えたつながりの形成	① 学校図書館の利活用支援		21 教員への支援と学校図書館司書の支援・育成	学校教育課
		② 読書活動を通じたつながりの形成	22 子どもに読書の魅力を伝える人材の育成・つながりの創出	図書館管理課
			23 アクションプランのモニタリングと検証	図書館管理課

前プランは全部で28の事業がありましたが、本プランでは上記23の事業にしました。

【前プランから統廃合した事業（数字は前プランの事業番号）】

- ・「7 学校間の相互貸借の充実」（運用定着のため単独事業としては廃止）
- ・「15 交流館などにおけるおはなし会・出前講座の開催」「16 放課後児童クラブにおけるおはなし会の開催」「17 地域子育て支援センターにおけるおはなし会の充実・家庭読書支援講座の案内」を本プラン「15 おはなし会・出前講座の開催」に統合
- ・「18 毎月23日は読書の日の促進」「20 子ども読書の日・こどもの読書週間・読書週間の取組」を本プラン「17 読書イベントの実施・充実と促進」に統合
- ・「24 校務支援システムの有効活用」（運用定着のため単独事業としては廃止）
- ・「25 家庭読書充実のための啓発・促進」を本プラン指針2の「① 乳幼児のための読書活動の推進」「② 園・小中高等学校における読書活動の推進」に統合
- ・「26 レファレンスの充実」を本プラン指針2に移動し、事業名を「18 読書相談の充実」に変更

(7) 発達段階に応じた読書支援活動一覧

発達段階 指針		乳幼児期 (0～6歳)	小学生期 (6～12歳)	中学生期 (12～15歳)	高校生期 (15～18歳)
		指針 1 身近な読書環境の整備・充実	中央図書館・こども図書室・交流館等のネットワーク館・園・小・中・特別支援学校における読書環境の整備		
中央図書館・こども図書室・交流館等のネットワーク館・園・小・中・特別支援学校における図書資料等の充実					
配慮が必要な子どもたちのための図書資料等の充実・情報提供					
中央図書館の団体貸出による資料提供					
子どもに関わる各種団体を中心としたリサイクル図書の活用					
指針 2 読書に親しむ機会の創出	ブックスタートによる家庭読書支援	どくしょノートによる家庭読書の促進			
	健診時における読み聞かせの充実	園・小・中・特別支援学校における読み聞かせの啓発・推進			
	発達段階に応じた読書イベント・講座等の実施				
			一斉読書等を利用した読書活動の推進		
				ティーンズ世代のための読書活動の支援	
	地域施設・各団体等での読み聞かせ活動や、おはなし会・出前講座の開催				
	読書相談・レファレンスサービスの充実				
指針 3 図書館と図書資料等の活用能力を身に付ける機会の創出			図書資料等を活用した調べ学習支援 (出前授業や授業支援、各種講座等)		
			授業などでの図書資料等の活用		
指針 4 読書活動を通じた世代を超えたつながりの形成			教員への支援と学校図書館司書の支援・育成		
	読書活動をつなぐ人材の育成や活躍の機会創出				

(8) 事業概要

指針 1 方策①図書館及び関連施設での読書環境の整備

1 中央図書館・こども図書室における環境整備

中央図書館やこども図書室では、季節やイベント等に合わせて資料等を展示しています。本と子どもたちの出会いの場として、知的好奇心を刺激し思わず手に取りたくなる演出を工夫し、読書に親しむ環境づくりを継続します。

2 交流館等のネットワーク館における環境整備

幅広い年代の方が利用する交流館やコミュニティセンターでは、様々なジャンルの本を配架しています。地域の特色に合わせた選書や子どもの成長に合わせたコーナーなど、子どもたちが本を身近に感じ読書に親しむ環境づくりを行います。

3 園、小・中・特別支援学校における環境整備

学校図書館では、児童生徒が利用しやすい図書館の機能充実を図り、書籍の整理・充実を進めます。園では、園児にとって魅力的で親しみやすい図書コーナーの設置など、工夫・改善に努めます。

指針 1 方策②図書資料等の充実

4 中央図書館やこども図書室、ネットワーク館の図書資料等の充実

中央図書館やこども図書室では、知的好奇心を満たす図書資料や調べ学習に対応した図書資料など、0歳から18歳までの幅広い年齢層に対応した資料の充実を図ります。併せて、子ども読書に関わる人が活用する資料の充実に努めます。

ネットワーク館（交流館等全31カ所）では、各地域の特色や要望を踏まえた資料の充実を図ります。

5 園、小・中・特別支援学校の図書資料等の充実

学校図書館では、授業で活用できる図書資料や児童生徒の知的好奇心を満たす図書資料の充実を図ります。

園では、発達段階に適した絵本の購入やリサイクル図書の活用を進め、図書資料の充実を図ります。

6 配慮が必要な子どもたちのための図書資料等の充実・情報提供

すべての子どもたちが読書に親しむことのできる環境整備に努めます（読書バリアフリー）。中央図書館には、点字絵本等の提供や対面朗読等を行う、障がい者サービスコーナーがあります。障がいのある子どもたちに、学校と協力して広く情報を提供し、読書に親しむ機会の創出や学習支援に努めます。

また、外国にルーツのある子どもたちや母国語が日本語以外の子どもたちに、外国語資料や日本語習得に役立つ資料の収集・提供に努めます。

指針 1 方策③施設間貸借の充実

7 団体貸出の充実

園、小・中・特別支援学校、高等学校だけでなく、放課後児童クラブや子どもの居場所づくり事業団体、子ども食堂等への団体貸出を引き続き実施します。団体貸出セットは、学校の授業で活用しやすいテーマや新刊への入替等、毎年入れ替えを実施します。

指針 1 方策④図書資源の有効活用

8 図書資料の修理・製本活動・リサイクル図書の活用

製本ボランティアと小・中・特別支援学校をつなぎ、学校図書館の修理・製本活動を支援します。また、園、小・中・特別支援学校、子どもの居場所づくり事業や子ども食堂に周知し、リサイクルブックフェアを行う等、図書資料の有効活用に努めます。

指針 2 方策①乳幼児のための読書活動の推進

9 ブックスタート事業の充実

本市は平成 20 年からこの事業を実施しています。3, 4 か月児健康診査時に絵本とリストを手渡しすることにより、絵本を通して心触れ合うひとときを過ごす習慣づくりの手助けをしています。また、読み聞かせの実施やちらしの配布等により家庭読書の楽しさを伝えます。

10 健康診査時における読み聞かせの充実

市が実施している 1 歳 6 か月児・3 歳児健康診査の際に、保育士等による絵本の読み聞かせを実施しています。診察等の待ち時間に親子が手軽に絵本を手にとる事ができるように見本を置き、絵本と触れ合う楽しさを体験できるようにします。

11 乳幼児向けの講座の充実・拡大

小さいころに絵本等に親しんだ子どもたちは、大きくなってからも本をよく読む傾向があることから、乳幼児期の子どもたちが家庭でも絵本を楽しめるよう、保護者が一緒に参加する講座やイベントを定期的を実施します。

12 こども園・私立幼稚園での読み聞かせの充実

乳幼児期は言葉で表現する力や感覚が豊かになる発達段階であることから、園では日常的に読み聞かせを実践しています。中央図書館では、園での家庭読書講座の実施や家庭読書推進ちらしの配布により、園や家庭での読書活動の支援を引き続き実施します。

指針2 方策②学校での読書時間の充実

13 小・中・特別支援学校での読書時間の充実

小・中・特別支援学校では、全校一斉読書の時間を確保し、学校の教育活動の中で子どもたちが読書に親しめるよう推進しています。中央図書館は、一斉読書向けのおすすめ本の選定や子どもたちからの推薦本の展示を通じ、学校での発達段階に応じた読書活動のための支援を継続します。

指針2 方策③ティーンズ世代のための読書活動の支援

14 中央図書館におけるティーンズ世代への読書支援

ティーンズ世代（児童から成人への移行期である中高生）は不読率（注）が高いことから、中央図書館では、ティーンズコーナーを設置し、資料の充実や魅力的な展示を引き続き実施します。学校と連携したイベント開催など、さらに多くの中高生に読書に興味を持ってもらえるよう努めます。 （注）1か月に1冊も本を読まない人の割合

指針2 方策④地域施設における子ども読書活動の推進

15 おはなし会・出前講座の開催

交流館や放課後児童クラブ、地域子育て支援センター、子ども食堂などでは、職員やボランティアによる読み聞かせ等が活発に行われています。今後も読み聞かせボランティアの協力を得ながら、会や講座等を実施し、色々な地域施設で読書に親しむ機会の創出に努めます。

指針2 方策⑤家庭における読書環境づくりの促進及び読書イベントの開催

16 「どくしょノート」による家庭読書の促進

本市では平成27年から市内の小学校1年生に「どくしょノート」を配布しています。園から小学校への継続した読書を支援することで、家庭で読書に親しむ機会を創出します。「どくしょノート」を中心に、読書の記録が親子のコミュニケーションにつながる工夫をしています。

17 読書イベントの実施・充実と促進

中央図書館やこども図書室では、ブックトークやおはなし会、家読（うちどく）活動、季節に応じた魅力的なイベント等を企画・開催し、子どもたちが読書に親しむ新たな機会の創出に努めます。

指針2 方策⑥読書相談の実施・充実

18 読書相談の充実

中央図書館やこども図書室では、発達段階や読みたい本の内容など、来館者の要望を聞き取り、図書館職員やボランティアがおすすめの本を提示しています。本と子どもたちをつなぐ読書相談を継続します。

指針3 方策①調べ学習への支援

19 調べ学習応援事業

本市は平成25年から「調べる・伝える学習コンクール」を実施しています。主体的に調べ、まとめ、伝える力を身に付けることができるよう、中央図書館では、応援講座の開催、パスファインダーの作成、出前授業の実施など多様な支援を行っています。小・中学校では、調べ学習を教育課程に位置づけ、多様な教科で実施を推進します。

指針3 方策②多様な方法での情報取得のための支援

20 学習用タブレット等の利活用

学習用タブレットやスマートフォン、パソコン等を使用した読書活動や情報収集について、情報モラル教育の視点を踏まえた情報活用の支援を実施します。

指針4 方策①学校図書館の利活用支援

21 教員への支援と学校図書館司書の支援・育成

市内全小中特別支援学校に学校図書館司書が配置されており、学校図書館の利活用や環境整備が進んでいます。今後も、教員への支援、学校図書館司書への情報提供や研修内容の充実などに努めます。

指針4 方策②読書活動を通じたつながりの形成

22 子どもに読書の魅力を伝える人材の育成・つながりの創出

読み聞かせボランティアグループの活動により、園や小・中・特別支援学校での読み聞かせ活動が充実してきました。読書指導者、読み聞かせボランティア、ブックスタートボランティアのレベルアップに加え、読書の魅力を子どもたちに伝えることができる人材の育成し、つながりの創出に努めます。

指針4 方策③地域の未来を育む図書館の創造

23 アクションプランのモニタリングと検証

事業に対するモニタリングを行うと同時に、①評価指標の適切さの検証、②根拠情報の収集方法と内容の検証、③基本方針との整合性の確認、④次期基本方針・アクションプランの策定、イメージの生成等を行います。

(資料)

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）

(目的)

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第 6 条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第 7 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(資料)

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

発行日 令和4年3月

発行 豊田市教育委員会

編集 教育部 図書館管理課

〒471-0025 豊田市西町1丁目200番地

電話番号 0565 (32) 7970 FAX番号 0565 (41) 6183

E-mail library-kanri@city.toyota.aichi.jp

豊田市中央図書館ホームページアドレス

<http://www.library.toyota.aichi.jp>

